

都市計畫の本質

梶 木 寛 之

「都市計畫」は近年一の流行語となつた。大學、専門學校等に都市計畫の講座が設けられ、大府縣の土木部に都市計畫課が設置され、夫々繁忙なる實務を取扱ふ様になつたに拘らず、未だ都市計畫なるものの本質が確實に認識されな^いのは嘆か^{しい}事である。私は計畫と云ふ字を見ると皆な都市計畫に見える。動員計畫、作戰計畫、産業五年計畫等の文字を新聞で見ると夫等が皆都市計畫の一部門であるかの感を懐く。こうなると都市計畫の病氣が餘程進行したもので、も早救済の方法が無いかも知れない。

都市計畫は Town Planning & City Planning の譯語であることは明である。往年は市區改正の名の下に（明治廿一年から）行はれて來た。その以前は市區改正と云ふ様な名

稱が無かつたから、其名稱に相當する事柄も存在しなかつたのかと云ふに、千數百年前の平城、平安兩京のプランが現存して居て、昔から物其物の存在を確證して居る。この千數百年間は、都市計畫は無名の民で過して來たわけであらう。夫が近代に於て覺醒し、獨立の存在を主張するに至つたのは確に一大飛躍と云はねばならぬ。其理由として、産業革命、交通機關の發達、社會問題の擡頭、等が擧げられるが、畢竟は人口の集中と Civic activity の増大に歸すると思はれる、そして都市は際限もなく立體的に天空と地下に向つて延び又水平に廣がつて行く。様に都市の容積が増大する事、而も可なり急激に増大すると云ふが如き場合、必然起つて來る問題は、都市の構築都市の設備を如何にす

べきかである。而してこの解決はMunicipal Engineeringを外にして何があるであらうか。先づ都市に關して技術上の對象たり得るものを分類してみる。

- 一 土地(Land Utility)
- 二 建築物(Public of Private Buildings)
- 三 公共設備(Public Works)

先づ公共設備の中の交通機關の中の道路に就て考へる。

道路は都市のみに限らないが大概細く且曲つて居て且つ勾配が強い、よくもさ様に安つほく粗惡に出來たものである。これは近く道路としての役に立たなくなる。擴張、新設を必要とする時機が來るとする。然る時に道路の改修新設を單に所要の一本の道路のみに着目して行ふ事は出來ないからこゝで一群の道路の組織を考なければならぬ。又道路上の交通機關の變化、交通量の Origin と Destination の變化、鐵道港灣等の關係、又は都市發達の傾向等も亦考慮しなければならぬから、單に道路だけ考えては駄目である。道路を一の Unit とするならば他の Unit (例へば鐵

道例へば軌道等)との相關が必然考慮されねばならぬ。この種の相關は非常に廣汎であり且つ有機的である。從來此種の relationship が技術的に闡明されなかつた爲めに、新に都市計畫技術の必要が起つて來たと見るべきである。

即道路に就ては其他の道路との相關。他の Unit との相關を技術的に闡明することが都市計畫技術の仕事であつて從來の道路工學とは別個の境地を持つものであると思ふ。又從來の道路工學は道路新設又は改修に關する Preliminary Works に餘りに無關心である。將來かくあるべき幅員の決定用地の獲得、乃至其方向位置の確保に就ても何等考慮を拂つて居らぬから都市計畫はこゝに其缺點を補ふことに努める。だから都市計畫技術は道路技術に對し指導的立場に在ると解せられる。

道路以外のものとの關係も亦約同じである。都市交通設備としては道路、軌道、鐵道、高速鐵道、Express Highway、河川、運河、港灣、航空港等がある。保健衛生設備としては上下水道、厨滓、塵芥處理、公園、運動場、墓地、

火葬場其他がある。是等都市構築に關する公共設備が單獨に離れ々々に存在すべきではない。是等の新設擴張に際しては先第一に相互の有機的關係を明にすべしと云ふ事が都市計畫の主張である。

次に土地及建築物に就て述べる。土地に關しては風致維持、空地保存、農耕地の宅地化等の問題があり建築物に關しては其用途種別、構造の制限、高さ及敷地内の空地制限等の外に公共建築物、集團住宅建設 *Slum abolition* 等の問題が含まれるが是等は主として計畫制限にて處理し得るものであつて大規模の都市構築は殆ど第三の公共設備の計畫と事業に歸着するものと見なければならぬ。

是等の綜合計畫又は事業は其範圍が非常に廣汎であつて影響範圍が大きいから何等か適正なる理論の根據を持たなければならぬことは勿論であらう。

都市計畫の根本方針を決するに當り其基礎たるべき理論として世に行はるゝものに二種ある。其一は *Metropolitan Planning* であり其一は *Regional Planning* である *Metrop-*

olis は *Mother city* であつて母體たる都市を指す。都市が人口集中の結果漸次膨脹して市域が擴張される、次に新市域が再び *Bill up* して設備が行詰まるから設備のつぎ足しを行ふ市域を擴張すると云ふ事が繰返へされる。それでは計畫も事業も際限が無く且又盡きる時がないので、初めから思ひ切つて都心を中心として半徑十哩乃至五十哩の豫定範圍を定め大規模の計畫を立てる。次にこの計畫の中から必要に應じて一部宛逐次事業の遂行を行ひ、工事の重複と手戻りを避ける工夫をする、と云ふ方針の立て方を *Metropolitan Planning* と云ふ。我國に於ける都市計畫制度はこの根本方針に立脚して居る。明治廿一年の市區改正條令には東京市域内に行ふことが明記されて居るが、大正七年の改正に際し市域外に及ぶことが規定され、大正九年の都市計畫法に至つて都市計畫區域なる制度が表れたのは正しくこの根本方針に追隨して居るものと見なければならぬ。然るに此方針を忠實に實行して行く時は *Mother City* は徒に膨大するのみである。又都市構築に關する公共設備は擴張

と新設に迫はれ或は擴張新設が出来ない状態に陥る。歐米各都市に於ける市内の街路は既に擴張新設共に困難の状態である、此の二階或は三階は設備の行き止まりを示す適例である。Metropolitan Planning は以上の様な理由で理論が徹底しない爲めに近年は Regional Planning の理論が専ら行はれる様になつた。Region は或る種類の區域を指す「特定の區域」には種々の條件がある。地形上一體たるべき事。行政上一體たるべきこと。社会的に又經濟的に一體たるべきこと。集水面積、排水面積、鐵道、道路等の配置上一體たるべきこと。同一港灣の何方地帯たるべきこと。等の條件に合致する様な區域でなければならぬ。又區域内には原則として數個の聚落地又は都市が含まれる。以上の如き區域を定め且區域内の人口及戸數に limit を設け limit に相等する公共設備の計畫を定める。従つて公共設備は永久に改廢擴張の必要が起り得ないと云ふのである。但人口戸數の limit を設定するに當つては全國の人口増加率と分布を想定してかゝる必要がある。先に述べた Metropolitan

Planning ではこの Region に包含される都市にのみ着目し、其成育膨脹を Ultimate として追従して行く様な Plan の立て方をやるから何程設備を擴張しても追付ききれない爲に難容不安なる都市の諸相を現すに至るとして居る。又 Mother City の近郊は何れも獨立した自治體であるに拘らず都市本位の Plan を強制される結果、中心都市に隸屬した立場に置かれると云ふ缺點がある。又觀念上中心都市の Parliament だから都市其ものは遂に際限なき瓦屋根の連續したものになつて田園の姿を取入れる事が出来ない。

田園の都市化を防止する事が出来ないのみならず寧ろ是を助長する様な傾がある。然るに Regional Planning に在りては最初の Region が非常に大きい且つ其内に所々に都市的中心地を點在せしめると云ふ計畫方針だから、都市と都市とは完全に農耕地又は森林地帯で遮斷され、都市と田園とが相互に其價値を高める。Mother City と Metropolis 其地の聚落地を Satellite town と呼ぶ。

尤も是等點在聚落地の Ultimate Population を定める事

を原則としては居るけれども、其自然増加は如何とも爲し難いから農耕地として留保された部分も百年の後は人口が溢出して来るに至るだらうと云ふ見解の下に Author Comy は全國的 Planning を行ふの必要あることを提唱した(一九三三) Comy に依れば全國を無數の最短離交通線(三角形)で仕切る三角形の各邊は鐵道、軌道、道路、自動車道路等の交通線に當てる其兩側に Commercial Strip 尙其兩側に Industrial Strip を設け三角形の内部は森林又は農耕地とする即全國を交通機關と都市と農林地帯を織り交ぜたものになると云ふ意味の Diagram を發表した。これは勿論 Diagram であつて其通りの Plan があるべき筈はないけれ共計畫精神は是認し得られる。即都市計畫は將來は農林計畫を Combine した Land Planning として考究されるに至るであらう。

我國都市計畫法施行以來の業績は都市研究會發行の都市計畫概況に集録されて居る。(昭和六年六月末現在)別表は同年十一月末迄五ヶ月間の業績を示すものである。

一 都市計畫法及市街地建築物法適用都市一覽

神奈川	青森	山口	香川	大分	富山	高岡
△平塚町	△弘前	山口	△坂出町	中津	東岩瀬町及堀川町、山室村、奥田村、豊田村、大廣田村各一部(圖面表示)	岡佐野村一部(圖面表示)
△茅ヶ崎町一部	昭和六、一二、一	昭和六、一二、一		昭和六、一二、一	昭和六、九、一	昭和六、九、一
△藤澤町(大字大庭、稻荷(大字鶴沼地内の飛地を含みます)を除く)	昭和六、一二、一					

二 市街地建築物法市域外適用區域一覽

三都市解畫

(1) 街路之部

(駒澤町)

一六、五五二

昭和六、七、三 變更

(松澤町)

八、八三五

昭和六、七、三 變更

(瀧野川町)

二一

一一、〇八七

九、一五八、九七〇

昭和六、八、四

(杉並町)

二二

一八、一六五

四、九五〇、〇〇〇

昭和六、八、四

(和田堀町)

一一

一〇、八四四

一、六五六、五八三

昭和六、八、四

(千歳村)

一四

一四、一八六

一、八三九、〇〇〇

昭和六、八、四

(高井戸町)

一二

一三、〇九六

一、七一六、四〇〇

昭和六、一一、二〇

(砧村)

九

一二、三五三

一、三〇〇、〇〇〇

昭和六、一一、二〇

水戸

二五

三八、五一四

七、六三五、九一八

昭和六、八、三

福岡

五二

一〇一、五四五

六一、七四八、一八三

昭和六、八、一九

佐賀

一三

一四、七六七

五、九一〇、二六〇

昭和六、九、二二

西宮

三一

五四、〇九二

五九、二七八、三〇〇

昭和六、一〇、二〇

(2) 河川運河之部

東京

三

七、四一二

五、〇六六、〇〇〇

昭和六、八、四

一

二、六六〇

四、〇〇〇、〇〇〇

昭和六、一一、二〇

計

五

二四、〇七八

一七、一一六、二一五

香川、宇田川、谷田川、内呑川一部
(延長二、四四四米)を除く全部事業
決定(事業費三、三九九、〇〇〇圓)
江戸川

(3) 下水道之部

秋田 排水區域 面積 四六八、四ヘクタール
 一、六一五、八四六 昭和六、一〇、一
 内四排水區の一部(面積二三六、三ヘクタール)事業費八五八、〇〇〇圓)は事業決定

(10) 地域之部

福岡	昭和六、二〇、一七三、三六、七九	西	一、四〇一、五九	二〇	三、六〇九、三五	二六	一、二四四、六五	一〇	三、六四、七三	
尼崎	昭和六、一〇、一、三〇、〇〇〇	三	七、〇〇〇、〇〇〇	一六	四、三〇〇、〇〇〇	六	一〇〇、〇〇〇	一、五	六、五五〇、〇〇〇	
富山	昭和六、二、一、八〇九、八〇〇	四	八七、〇〇〇	二・五	九〇、〇〇〇	二四・五	三三、二〇〇	五八	三、七五八、〇〇〇	
高岡	昭和六、二、一、三〇、八〇〇	興	一	四三、八〇〇	一七・八	六五五、八〇〇	二五・〇	二二、二〇〇	九一	二、四三二、六〇〇
京都	二四、一〇〇、〇〇〇	二五・七								
横須賀	七三五、八四〇	四・六	四風致景勝地							
			昭和三、七、七追加							
			昭和六、七、一七							

四都市計畫事業

(1) 街路之部

京都	二	一、七四七米	二、四七四、五〇〇	昭和六年度	京都市長	昭和六、七、二四	京阪國道市内部分
計	二〇	三〇、五七八	四四、四八九、五〇〇				
金澤	二	四七八・五間	六九、六九六	昭和六年度	金澤市長	昭和六、七、六	
計	一三	二、四一七・五	八五九、六九六				
仙臺				自昭和三年度			昭和六、八、一變更
				至昭和十五年度			
				十三ヶ年度			

八王子

一 六一・六間
(一一二米)
二 一二五・九五
九六、二三二

昭和六年度 東京府知事 昭和六、八、二二 萩原橋

(2) 河川運河之部

東

京

一三、七三二米
(七、五五三間)
三 四、九六八米
(一、七三二間)
四一 三五、一七四 四三、四九〇、五三二

自昭和六年度 至昭和十年度 五ヶ年度 東京府知事 昭和六、八、四 立會川、神田上水、谷端川、香川、宇田川、谷田川

(4) 下水道之部

京

都

面積 七〇・三八(クタール)
(二一二、九〇〇坪)
處理場 〇・八二六(クタール)
(二、五〇〇坪)
計 面積 二四〇・三二二(クタール)
(七二六、九〇〇坪) 二、八四〇、三二八

自昭和五年度 至昭和六年度 二ヶ年度 京都市長 昭和五、八、一一
自昭和六年度 至昭和七年度 二ヶ年度 京都市長 昭和六、一〇、六變更
失業救濟事業

秋

田

面積 二三六・三
(七一五、一一八坪)

自昭和六年度 至昭和十年度 五ヶ年度 秋田市長 昭和六、一〇、一
最近二ヶ年度 失業救濟事業

(6) 土地區劃整理之部

京

都

二二三、二一一 五七九、〇六八
二三八、五二四 六七七、七七一
計 四七一、七三五 一、二五六、八三五

昭和六年七月一日 京都市長 昭和六、七、一
より三ヶ年以内
昭和六年九月四日 京都市長 昭和六、九、四
より三ヶ年以内

六 土地區劃整理

東 京

駒澤町新町 八四、八〇〇 三〇、九二〇 三六五 昭和六、七、四
 杉並町天沼 三七、三四八 一九、八〇〇 五三〇 昭和六、八、六
 松澤町宮前 三六、六六七 一三、〇六〇 三五六 昭和六、八、二〇
 計 五、四一四、七四五 六、九六五、三四〇 一、二八六

横 濱

永 田 三四、二〇三 三九、七六五 一、一二三 昭和六、一二、五
 計 一五八、二四一 三〇二、二九一 一、九一〇

京 都

西ノ京北部 三七、四五五 三二、三〇〇 八六二 昭和六、一〇、一三變更
 東 紫 野 一五八、六七八 三九五、五五七 二、四九三 昭和六、九、一〇變更
 平井高原 五七、五一三 六二、〇〇〇 一、〇七八 昭和六、七、三一
 金 閣 寺 八〇、四二八 一三八、六〇〇 一、七二三 昭和六、九、一九
 計 二、〇五六、六三一 四、一七九、六〇一 二、〇三二

大 阪

殿ヶ池 八二、九九四 六七、〇三三 八〇八 昭和六、八、五變更
 佃 一三七、四八七 二七三、三二四 一、九八八 昭和六、一〇、二〇變更
 上 中 島 一六六、三六四 一二〇、一四七 七二二 昭和六、九、一六變更

研 究

大宮 四八、四五三 七四、〇〇〇 一・五二七 昭和六、七、一變更
 淡路 一六二、二四一 七七、九四二 一・二五二 昭和六、八、二七
 寢屋川 一二、八六七 一六、五〇〇 一・二八二 昭和六、一、一〇

計 八、九七九、七五三 一二、二八五、五二二 一・三六八

名 古 屋

中京 一〇五、一八八 二五五、〇〇〇 二・四二四 昭和六、一〇、一四變更
 北押切 七〇、一〇三 九六、〇〇〇 一・三六九 昭和六、八、五變更
 音聞山 一六四、一五二 一三八、〇〇〇 一・八四一 昭和六、一〇、二七變更
 新屋敷 三三一、七四一 七六七、六一五 二・三一四 昭和六、七、四變更
 野立 一一七、六二七 二二五、〇〇〇 一・九一三 昭和六、一〇、二七變更
 東千種 六一、二四六 九五、〇〇〇 一・五五一 昭和六、八、五變更
 一柳線 八四、三〇九 一八七、〇〇〇 二・二一八 昭和六、一〇、一六
 中野山 三一、六九五 七五、〇〇〇 二・三六六 昭和六、一〇、二七
 上野山 九八、六五六 六九、五一〇 一・七〇五 昭和六、一〇、二七
 計 九、二三七、五六七 一七、九二六、二五三 一・九四一

岐 阜

華陽 一三九、二六九 一五一、二二〇 一・〇八六 昭和六、一一、二
 鶴舞 六、三〇七 三、五四八 一・五六三 昭和六、七、六
 計 四七〇、二六九 四〇五、八一六 一・八六三

廣 島

姫 入 町
皆 實 町

五六、四八九
三一、六四二
一・一四九
六四、八九三
二八、〇〇〇
・八八五
昭和三、一、一七
一・〇八三
一三八、六三三

岡 山

御 野 第 一
御 野 第 二

一五九、五〇六
一三一、一九四
一四〇、〇六三
一〇一、八七八
・八七八
・七七七
昭和三、一〇、二七
四四五、二一七
三八〇、五三五
・八五五
昭和三、一〇、二七

西 宮

南 郷 山
計

一四、九二四
四四九、四三〇
一八、六〇〇
七五〇、三七〇
一・二四六
昭和三、一、二七
一・六七〇

新 潟

山 下 西 部
北 部
計

三八三、三八七
七六、二四三
六九一、八四四
三八七、六四六
五六、九七五
七四六、七六四
一・〇一一
昭和三、一、二〇
昭和三、一、二〇
昭和三、一、二〇
昭和三、一、二〇

八 幡

黑 崎 驛 前
神 原

五六、一二五
一〇六、〇一八
六三、〇〇〇
三、五〇〇
一・一二二
昭和三、一、一七變更
昭和三、一、二四

研 究

道路及水路は八幡市に於て
失業救済事業として施行

槻 田 一五三、一〇五

三、五〇〇

・〇二三

昭和六、一二、四

同 上

計 四九六、二九三

三二〇、〇〇〇

・六四五

字 都 宮

陽 南 二三〇、九二四

六三、〇〇〇

・二七三

昭和六、一二、九

計 三四八、〇七三

一四七、〇〇〇

・四二二

清 水

船 越 五九、二六六

三四、八三五

・五八八

昭和六、一〇、二七

大 橋 一、四九三

三五、〇〇〇

二三、四四二

昭和六、一〇、二六

計 八一、六六二

九一、二五八

一、一一六

山 形

長 谷 川 五六、六三七

三九、九一一

・七〇五

昭和六、八、六

熊 本

國 府 二七、五二八

一七、〇〇〇

・六一八

昭和六、七、三一

長 野

鶴 賀 一〇四、六七一

七七、八六七

・七四四

昭和六、一〇、二六